

平成30年度第1回社会福祉審議会 議事録要旨

日 時	平成30年5月21日（月）午後2時から午後3時30分まで
場 所	東大阪市役所18階 大会議室
出席者	<p>（委員）関川委員長、新崎委員、江浦委員、遠藤委員、岸本委員、坂本委員、潮谷委員、芝開委員、滝川委員、中西（英）委員、中西（忍）委員、永見委員、西島委員、福田委員、松本委員、三星委員、村岡委員、山下委員、山田委員、吉田委員</p> <p style="text-align: center;">以上20名</p> <p>（事務局）立花副市長、川東教育次長、高橋福祉部長、平田子どもすこやか部長、島岡健康部長、福原社会教育部長、山内福祉部次長、中野指導監査室長、上村生活福祉室長、寺岡障害者支援室長、久保田高齢介護室長、菊地子どもすこやか部次長、川西子ども子育て室長、関谷保育室長、小櫻健康部次長、山本教育政策室長、森田学校教育推進室長、山本青少年スポーツ室長、和田福祉企画課長、浦野法人指導課長、井坂生活福祉室次長、森障害施策推進課長、高品障害福祉認定給付課長、巽高齢介護課長、福永地域包括ケア推進課長、菱谷介護保険料課長、吉積給付管理課長、広瀬介護認定課長、大川子ども家庭課長、薬師川子ども見守り課長、山口施設指導課長、村野子ども応援課長、藤原子育て支援課長、浅井保育室次長、大西保育室次長、山本健康づくり課長、桑田母子保健・感染症課長、福祉企画課 伊藤主任、入江主任、井上係員、竹林社会福祉協議会次長</p>
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各計画の策定報告 <ol style="list-style-type: none"> (1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (2) 障害福祉計画・障害児福祉計画 (3) 東大阪市子どもの未来応援プラン～未来への道しるべ～ 2. 各計画の進捗状況 <ol style="list-style-type: none"> (1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (2) 障害者プラン (3) 次世代育成支援行動計画・ひとり親家庭自立促進計画 (4) 地域福祉計画 3. 民生委員の適否の審査状況について 4. 障害者福祉専門分科会審査部会について
議事要旨	<p>○司会 開会のことば</p> <p>○福祉部長 開会のあいさつ</p> <p>○司会 ・新委員の紹介 ・職員（異動後）の紹介</p>

- 委員長あいさつ
 - ・専門分科会委員の指名

【各計画の策定報告について】

- 高齢介護課
第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の概要説明
- 障害施策推進課
第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の概要説明
- 子ども家庭課
子どもの未来応援プラン～未来への道しるべ～の概要説明

(委員長)

国や大阪府の計画もそうであるが、高齢者や介護保険の計画においては認知症の位置づけはあるものの、高齢障害者の位置づけがない。そして障害福祉計画・障害児福祉計画の中でも、地域移行した後の高齢障害者の位置づけや、その家族の抱える課題についての分析、施策上の位置づけがない。同じように子どもについては、全ての子どもが施策理念になっているが、障害を持った子どもたちの位置づけが、子ども未来応援プランの中には明確にされていない。当然、障害を持った子どもの貧困の問題もあると思うので、教育上の支援であったり、生活上の支援であったり、こうしたものが本来意識して計画が作られるべきであると思う。ただ、それぞれの担当部、担当課はこの問題を十分理解していると思うので、今後の運営の中で、それぞれ連携をとりながら、子どもの貧困の部分は障害の施策の中でどうなっていて、どこで連携をするのか。高齢の介護保険や地域包括ケアの中で、高齢の障害者の問題はどこでどういう風に連携していくのかなど、ぜひ横の関係を計画推進の中で検討してほしい。

【各計画の進捗状況について】

- 高齢介護課
第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の進捗状況説明
- 障害施策推進課
障害者プランの進捗状況説明
- 子ども家庭課
第2次次世代育成支援行動計画、第3次ひとり親家庭自立促進計画の進捗状況説明
- 福祉企画課
第4期地域福祉計画の進捗状況説明

【委員の意見】

(委員)

子育て支援計画の中で、子育てに関する相談についていくつかあげているが、妊産期から子育てに関する総合相談支援ということで子育て世代包括支援センターの位置づけがある。そのあたりが言葉として出てこないのが気になっている。東大阪は子育て世代包括支援センターが3箇所と厚労省の資料で出ているが、なかなかそのあたりが見えないこともあって、そのあたりがどういう位置づけになっているのか聞きたい。

(事務局)

昨年度から子どもすこやか部と健康部で協議しており、子育て世代包括支援センター機能は従前より備わっていて、協力して切れ目のない支援を行っていると認識している。子育て世代包括支援センターは法期限が31年度ということで、それに向かってもう少し市民に対して表出しをしていきたいというところから、市政だよりでも周知している。今後については包括支援センターという名称を表に出せるようにもう少し煮詰めていきたいと考えている。

(委員)

機能的なところでは3箇所という形を出しているのか。

(事務局)

その通り。現状備わっているのが保健センターの保健師による母子保健型利用者支援事業と、福祉事務所に配置している基本型の利用者支援事業。これがセットで包括支援センターという形になるので、保健センターと福祉事務所が東大阪市の場合、東・中・西と隣り合わせなので、保健センターが中心となって包括というものを機能としてもっている。

(委員)

高齢障害者について委員長から考えを聞かせてもらい、大変感心した。こちらとしても、前任より高齢障害者については早急な課題であると聞いていたので、安心して参加している。

(委員長)

高齢障害者については、事務局はどのように考えているか。

(事務局)

近年、障害者が高齢化している状況にあるというのは十分把握している。先ほど委員長からもあったように、共生型サービスというものも新しく始まるので、障害者と高齢者についても市役所で各部署において連携しながら、取り組みを進めていきたいと考えている。

(委員長)

介護保険の担当課で対応できるものは、ほんの一部である。そこからはみ出る生活課題が多々あると思うので、どういう現状なのか、どういう政策課題があるのかなどは、この1、2年意識してまた聞きたいと思う。

(委員)

報告のあった介護予防、日常生活支援総合事業について大変興味、関心がある。単なる報告ではなくて、やってみてどうだったとか、新しい試み等について説明してほしい。

(委員長)

総合支援事業の状況について、何が課題だと考えているか。

(事務局)

介護予防・日常生活支援総合事業は、平成29年4月に制度が始まって、1年経過した。サービスは大きく分けて訪問型と通所型と2つあるが、訪問型のうち新たなサービス形態が114拠点、もともとの国の基準の従来型が364拠点ある。従来型のもは市の基準として採択しているので、そのまま受け皿として残っている。また、通所型は従来型が223拠点、新たなサービス形態が70拠点となっている。今まで要支援1・2で介護予防サービスを使っておられた方が、訪問型と通所型を合わせてほしい5,500人ぐらいいるが、新たな多様なサービスを4月現在で使っておられる方はほしい全体の5%前後ぐらい。訪問型の中のボランティア型に関しては先ほどの114拠点のうちまだ6拠点しか立ち上がっていないというところで、訪問型というのは介護事業者の方が得意分野で、ボランティアの方にはまだなじみがない部分であると認識している。これからもっとどんな形の支援をしていけるかをボランティアの方たちとも意見交換しながら進めていきたい。それから通所型だが、こちらは逆に先ほどの70拠点中46拠点が地域のボランティアの方に担っていただいている。介護事業所が70拠点中24拠点ということで、これはボランティアの方が得意とされていると感じている。事業者の方は新たな場所を確保するといった資金面でなかなか参画しづらいのかではと思っている。市内でも温度差はあるが、総合事業の趣旨に賛同していただいで積極的に参画いただいているところもたくさんあるので、今後新たな多様なサービスを使っただけの方の数を受けて、成功事例等も市内で共有しながら地域のボランティアの方、あるいは介護事業者と意見交換をしながら進めていきたいと考えている。

(委員)

それぞれのボランティアの方々の経済的な問題であったりとか、そのあたりをまた聞ければと思う。

(委員長)

地域福祉計画の策定の中で改めて、高齢あるいは障害の方にどのような生活課題があるか、現在の総合支援事業を地域福祉の中でどのように対応できるのか、検証してもらおうと思うので、2月にはこの審議会でも報告してほしいと思う。

(委員)

今までやってきた事業等を始めようとするるとどんな問題があるのか、また教えてほしい。

(委員)

子ども未来応援プランの中で、基本視点として、そこにある子どもの貧困に向き合うということ、それから市民参加による支援における意識の醸成ということがある。5ページに子どもの学習支援ということは明記されているが、いわゆる子どもの居場所づくりに関して、子ども食堂であったり子どもたちが地域でホッとできるような斜めの関係作りという文言があまり見られない。このことについて、どのように考えているかを聞きたい。

(事務局)

子どもの未来応援プランの150ページに記載の通り、子どもの居場所づくり支援事業については、今年度取り組みを進めているものについてもあげさせてもらった。子どもの居場所作りを実施する地域のボランティア、NPO、事業者等と協働し、意見交換や、情報共有を行うネットワークを構築する。また、子どもたちの発想や思いが大切にされるような居場所作り、支援を行うということで、居場所作りの支援についても具体的ではないが記載している。また、当計画の154ページに計画の推進に向けて9点取り組み方針を記載している。その中で、「7.子どもの居場所づくり」ということで居場所づくりだけ特出しして、取り組み方針の中にも記載している。居場所作りについては、今年度子ども家庭課でも施策化できるように取り組んでいきたいと考えている。

(委員)

地域福祉計画でもそういった取り組みを一緒にできればと思う。

(委員)

情報提供、進行状況報告であるが、どのプランにも入っているバリアフリーについて、現在国会では新バリアフリー法が審議中である。この中に今までにない「バリアフリーマスタープラン」という言葉が入ってくる。もちろん移動円滑化構想があるわけだが、これとの関係をこれから議論しなければいけない。このポイントになるのが結局、交通関係、道路関係と福祉部局がしっかりと連携する概念。簡単に言えば従来の基本構想は、道路特定事業や交通特定事業等があるわけだが、事業計画の性格が強かった。その前半部の目的目標をしっかりとさせるというあたりがマスタープランの特徴になっている。これは道路部局だけでは到底作れない。福祉部局がしっかりと道路部局に方向を指し示し、あるいは連携しながらやっていかないといけない。ただしこれは今年の夏前の成立が予定されている。実質年明け、来年になってからということである。

(委員長)

バリアフリー法の改正というのはオリンピックを前提にしているのか。

(委員)

そのとおりだが、オリンピックを契機にして、一言で言えば、交通バリアフリーの2000年頃のレベルを、ワングレード、2020年型に底上げするということ。したがってオリンピックを契機にして、つまり東京を契機にしながら、東京よりも関西のほうが全般に進んでいるので、関西はそれ以上のテンポでより

高いレベルに底上げしていくということ。したがってオリンピックを前提にしながらも、オリンピックだけではなく全体的に底上げであるということになる。したがって法律改正に伴う基準、現在改正準備中のガイドライン、たとえば日本のエレベーターはだいたい11人乗りをしているわけだが、これを何とか15人にするとか、そういったことを議論している。

(委員長)

大阪は万博もあるし、それに合わせてグローバルスタンダードで改めて障害者だけでなく地域の方であったり、様々な少数グループの方々が共にアクセス可能なようなユニバーサルデザインを考えていく必要がある。

○生活福祉室

民生委員の審査状況の報告

○障害施策推進課

障害者福祉専門分科会審査部会の審査状況の報告

○立花副市長

閉会のあいさつ

○司会

次回の審議会は平成31年2月22日（金）に開催予定

閉会